

公立大学法人富山県立大学の業務実績に関する評価基本方針

平成 28 年 3 月 18 日

富山県公立大学法人評価委員会決定

令和元年 7 月 2 日

富山県公立大学法人評価委員会改定

富山県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）の業務実績の評価を行うに当たり、以下の方針に基づき実施するものとする。

1 評価の目的

評価委員会が行う評価は、法人の業務運営の自主的、継続的な見直し、改善を促し、もって法人の業務運営の効率化及び透明性の確保に資することを目的とする。

2 評価に当たっての基本的な考え方

- (1) 法人の業務が適正に、かつ、効率的に実施されるよう、法人の業務運営の改善、向上に資するものとする。
- (2) 評価を通じて、大学の教育研究、法人運営の進捗状況等を分かりやすく示し、県民への説明責任を果たすものとする。
- (3) 大学の教育研究並びに法人の組織及び運営についての様々な工夫や特色ある取組みを積極的に評価するものとする。
- (4) 次期の中期目標及び中期計画の検討に資するものとする。

3 評価の方法

各事業年度終了時に「事業年度評価」、中期目標期間最後の事業年度の前々事業年度終了時に「中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間評価」、中期目標期間終了時に「中期目標期間評価」を実施するものとし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。

(1) 事業年度評価

ア 法人の自己点検・評価に基づき、当該事業年度における中期計画等の実施状況を調査、分析し、業務実績の全体について総合的に評価を行うものとする。

イ 評価結果を踏まえ、必要に応じ、法人に対して業務運営の改善等について勧告するものとする。

ウ 評価方法、評価基準等の詳細については、別に要領で定めるものとする。

(2) 中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間評価

ア 法人の自己点検・評価に基づき、中期目標の達成に向けて法人が取り組んできた実績を調査・分析し、中期目標期間終了時に見込まれる業務実績の全体について総合的に評価を行うものとする。

イ 評価結果を踏まえ、必要に応じ、法人に対して業務運営の改善等について勧告するものとする。

ウ 評価方法、評価基準等の詳細については、別に要領で定めるものとする。

(3) 中期目標期間評価

ア 法人の自己点検・評価に基づき、各事業年度評価の結果を踏まえつつ、中期目標の達成状況を調査、分析し、中期目標期間の業務実績の全体について総合的に評価を行うものとする。

イ 教育研究の状況についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行うものとする。

ウ 評価結果を踏まえ、必要に応じ、法人に対して業務運営の改善等について勧告するものとする。

エ 評価方法、評価基準等の詳細については、別に要領で定めるものとする。

4 評価に当たっての留意事項

(1) 評価に関する事務が法人の過重な負担とならないよう配慮するものとする。

(2) 評価結果を決定するに当たっては、評価の透明性・正確性を確保するため、法人に対し、意見の申立ての機会を与えるものとする。

5 その他

この評価基本方針は、必要に応じ、評価委員会での協議を経て見直すことができるものとする。

公立大学法人富山県立大学の各事業年度の業務実績に関する評価実施要領

平成 28 年 3 月 18 日

富山県公立大学法人評価委員会決定

1 趣旨

「公立大学法人富山県立大学の業務実績に関する評価基本方針」に基づき、富山県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）の各事業年度の業務実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の実施について必要な事項を定める。

2 年度評価の基本方針

年度評価は、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 年度評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 年度評価は、主として中期目標の達成及び中期計画の実施に向けた業務の進捗状況を確認する観点から行い、これを通じて中期目標期間中の法人の業務運営、予算、人事等の改善・充実が適切に進められるよう留意する。
- (3) 年度評価の際、法人の取組みを社会に積極的にアピールすることや、法人業務全体の改善・充実を図る観点から、次の事項を考慮する。
 - ア 法人化を契機とした機動的・戦略的な大学運営の実現に向けた取組みを積極的に評価するものとする。
 - イ 法人の置かれている状況等を踏まえた、法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫についても積極的に評価するものとする。
 - ウ 法人の更なる発展のため、次期の中期目標・中期計画の自主的な検討に資するものとする。
 - エ 中期目標の達成に向けて支障が生じている、又は生じるおそれがある場合には、その理由（外的要因を含む。）についても明らかにするものとする。
 - オ その他法人を取り巻く諸事情を考慮するものとする。

3 評価方法

- (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、当該年度計画に定めた事項ごとにその実施状況を調査、分析することにより、各事業年度における中期計画の進捗状況を確認する。
- (3) 「全体評価」は、項目別評価の結果等を踏まえつつ、年度計画及び中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価を行う。

4 項目別評価の具体的方法

(1) 項目別評価は、中期目標に定められた最上位の事項（以下「大項目」という。）について行う。

(2) 項目別評価は、次の手順により行う。

ア 法人による自己点検・評価

(ア) 法人は、各事業年度に係る業務の実績に関する報告書（様式1）（以下「業務実績報告書」という。）において、中期計画に基づき定めた年度計画の小項目ごとに、次の4段階により年度計画の実施状況の自己評価を行い、そのように判断した理由を示すとともに、計画の実施状況、成果等について記載する。

Ⅳ：計画を上回って実施している。

Ⅲ：概ね計画どおりに実施している。

Ⅱ：計画をやや下回っている。

Ⅰ：計画を大幅に下回っている。

(イ) (ア)に掲げるもののほか、業務実績報告書には、大項目ごとに、特記事項として、以下の取組みなどを記載することとする。

- ① 法人化のメリットを活用し、法人運営の活性化等を目指した財政、組織、人事などの面での特色ある取組み
- ② 法人の置かれている状況等を踏まえた、法人運営を円滑に進めるための様々な工夫
- ③ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、又は変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況
- ④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている、又は生じるおそれがある場合には、その状況、理由等（外的要因を含む。）
- ⑤ 当該年度以前に評価委員会から指摘された事項についての対応状況

イ 評価委員会による検証

評価委員会は、法人による自己評価に関し、法人からのヒアリング等を通じ、中期計画の達成に向けて各事業年度の業務が順調に進捗しているかという観点から、アの(ア)に規定する4段階により業務の実績について総合的に検証を行い、法人と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由等を示す。

ウ 評価委員会による評価（（様式2）の「Ⅱ 項目別評価」）

イの検証を踏まえ、中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、大項目ごとに、次の5段階により評価を行うとともに、その判断理由のほか、特筆すべき点や遅れている点について意見を記述する。

S：中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。（評価委員会が特に認める場合）

- A：中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる。(すべてⅣ又はⅢ)
- B：中期計画の達成に向けて概ね計画どおり進んでいる。(Ⅳ又はⅢの割合が概ね9割以上)
- C：中期計画の達成のためにはやや遅れている。(Ⅳ又はⅢの割合が概ね9割未満)
- D：中期計画の達成のためには重大な改善事項がある。(評価委員会が特に認める場合)

5 全体評価の具体的方法 ((様式2)の「I 全体評価」)

評価委員会は、項目別評価の結果等を踏まえ、年度計画及び中期計画の進捗状況について、記述式により総合的に評価を行う。

全体評価においては、法人化を契機とした魅力ある大学づくりに向けた取組み、理事長及び学長のリーダーシップによる機動的・戦略的な運営、業務運営の改善や効率化、県民に対する説明責任を重視した開かれた大学を目指した取組みなどについて積極的に評価するものとする。

6 年度評価のスケジュール

- 6月末まで 法人は業務実績報告書を提出
- 7月 評価委員会による業務実績報告書の検証及び評価結果(案)の策定並びに評価結果(案)に対する法人の意見申立て機会の付与
- 8月上旬 評価結果を決定

7 その他

この実施要領を踏まえつつ、具体的な評価方法等については、必要に応じ、修正等を加えるものとする。

また、この実施要領については、年度評価の実施結果等を踏まえ、見直し・改善等を図るものとする。

I 全体評価

II 項目別評価

1 教育に関する目標

評価		
----	--	--

2 研究に関する目標

評価		
----	--	--

3 地域貢献に関する目標

評価		
----	--	--

4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

評価		
----	--	--

5 財務内容の改善に関する目標

評価		
----	--	--

6 自己点検評価及び情報の提供に関する目標

評価		
----	--	--

7 その他業務運営に関する目標

評価		
----	--	--

議事 1（令和 5 年度の業務実績に関する評価（案）について） 関連

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例）

第七十八条の二 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。

報告事項（大学院看護学研究科博士課程開設について）関連

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(中期目標等の特例)

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 公立大学法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、同項第一号及び第二号に掲げる措置の実施状況に関する指標を定めるものとする。

6 公立大学法人に関する第二十六条第三項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。

7 第二十七条の規定は、公立大学法人には、適用しない。

